

いじめ対応マニュアル

いじめ防止基本方針

本いじめ対応マニュアルについては令和5年11月1日付けで沖縄県教育庁義務教育課より配布「沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版」を参照し、一部修正を行い、令和7年度宮古島市立北中学校教育計画へ記載、活用を図る。

作成・編集 令和7年 2月13日
施行開始日 令和7年 4月 1日

宮古島市立北中学校 いじめ問題への組織的対応（全体図）

いじめとは

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

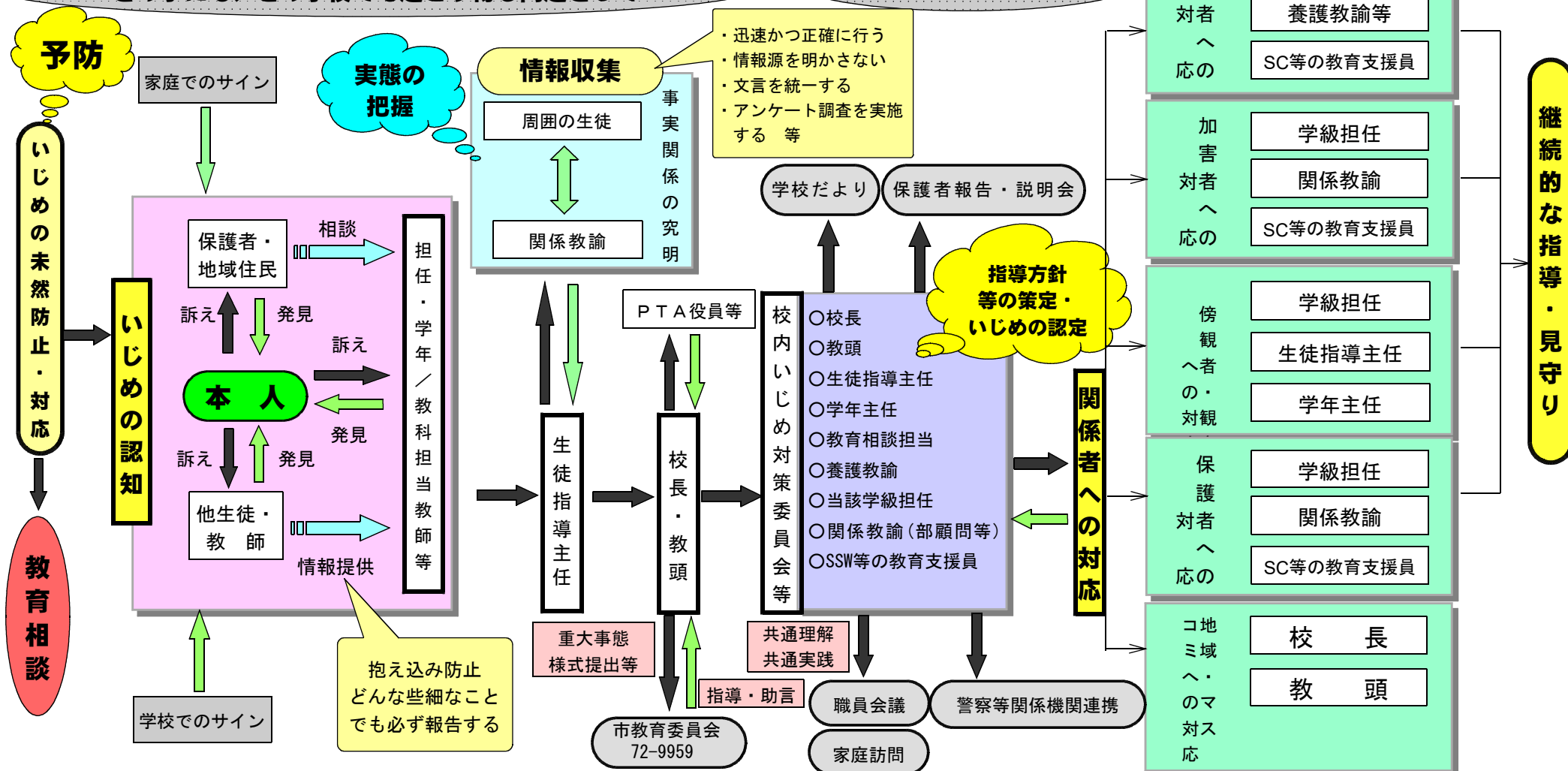
（いじめ防止対策推進法 H25 年定義）

いじめ問題対応の基本的認識：いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題である
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組む必要がある

どの子にも、どの学校でも起こり得る問題として

迅速かつ組織的に対応



未然防止

いじめを許さない学校づくり

- 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気醸成する取組の充実
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努めることが重要である。
- いじめている生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決（少なくとも3ヶ月を目安）したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

観察・情報収集

- 日常的な観察
- 定期的なアンケート調査の実施
- メモの活用
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供 等

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている生徒

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- 自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
- 道徳科や学級活動等を通して、観衆・傍観者等を「仲裁者」や「相談者」となるよう人間的な成長を促す。
- 日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
- 「人権の日」の取組の充実を図り、学年及び学校全体への指導を行う。

いじめている生徒

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた生徒のつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

いじめ防止のための校内体制

校内いじめ対策委員会 —組織的対応—

- 校長 □ 教頭 □ 生徒指導主任 □ 学年 生徒指導担当 □ 養護教諭
- 教育相談担当 □ 当該学級担任 □ 関係教諭 □ SSW等 □ その他

<内容>

- ・ いじめ防止の「いじめ基本方針」の策定（見直しと再構築、学校評価への対応、HP等での公表）※「行動計画」として位置付け
- ・ いじめ事案への対応（解決、解消に向けた対応及び「重大事態」に発展させない対応等）や指導方針等の協議
- ・ いじめの認定といじめ発見のための調査
- ・ 「チーム北中」としての関係機関との連携
- ・ 保護者への対応 等

共通理解 連携協働

職員会議

学年会

いじめの把握

関係者への対応

役割連携 組織的対応

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
※「重大事態」に発展させない
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ解決後も継続的な指導支援に努める。

再発防止

- 生徒の心を育てる
・ 生命尊重 ・ 人権尊重
・ 思いやりの心 等
- 教師の心・技を磨く
- 組織的対応力を高める

学校（職員の同僚性・協働性）・家庭・地域社会・関係機関（警察等）

いじめの早期発見・早期対応

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る

しない、させない、見逃さない！

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師がいじめに対する感度を高め、日頃から**生徒理解**、**観察**に努める。
- 2 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への**生活実態調査**や教師間の**情報交換**、**教育相談**の**充実**などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 月1いじめ・体罰アンケート
- 2 教育相談
- 3 個人面談・保護者面談・三者面談等
- 4 日常的な観察
- 5 あららがまノート・生活日記 等

迅速かつ
組織的に
対応

いじめを受けている被害者に寄り添い、親身に対応する

いじめの判断について

本人や保護者から
のいじめの訴え、い
じめの目撃、いじめ
の目撃情報 等

いじめの認定は「校内いじめ対策委員会」が行う

詳細な調査の実施
(関係生徒からの聞き取り、アンケート調査 等)

<いじめの判断>
調査等を踏まえ、組織としていじめか否かを判断

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼんやりしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいい口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

教職員間の共通理解・情報連携 (普段からの同僚性・協働性が重要)

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員会議や朝会等において、生徒指導主任、各学年生徒指導等による「気になる生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼんやりしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

- 大人が子どもに伝える3つのこと
- ①「いじめは絶対に許されない行為である」
 - ②「いじめられている子どもを守る」
 - ③「決して自らの命を絶てはいけない」

いじめの被害者への対応

いじめられた生徒の側に立った親身な対応

教師の対応

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、**安心感を与える**。
- 2 管理職や生徒指導主任、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。
※いじめの疑いであっても報告すること
- 3 被害を受けた生徒の**安全を確保**するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、**守り通す姿勢**を示す。※「重大事態」に発展させない
- 4 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、**自信を持たせる**。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、**人間関係の改善充実**を図る。
- 6 **自己理解**を深め、**課題克服**、**自立への支援**を行う。
- 7 家庭との**連絡を密にし**、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

- 1 **話をうなずきながら聴く**
 - ・生徒の訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- 2 **本人の訴えた言葉を復唱する**
 - ・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、生徒に安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 3 **話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える**
 - ・教師が事実関係の把握に誤りがないかどうか確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 **わからないことを質問する**
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
 - ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 5 **本人が努力していることを支持する**
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

家庭での対応等

- 1 **いじめられている事実が判明した場合の対応**
 - ・家庭における「**子どもの居場所**」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ・学校との**連絡を密にし**、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ひどいいじめの場合は、**学校を休ませる**ことも必要な場合もある。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 **些細な変化（危険信号）に気づく（特に自死をほのめかすサイン）**
 - ・死につながるような発言はないか?
 - ・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか?
 - ・眠れない様子はないか?
 - ・死を賛美する言動はないか?

好ましくない対応・考え方

- 1 **いじめの存在に気づかない**
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
 - ・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。
- 2 **いじめの深刻さに気づかない**
 - ・「いじめに耐えることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等。
- 3 **否定認識や不用意な発言**
 - ・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい試験だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言 ・「被害者保護優先」を無視した発言 ・自己防衛的な発言 ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等。
- 4 **不適切な対応**
 - ・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ
 - ・日時、話し合いのルール等を定めない。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
- 5 **外部の情報等を活用しない**
 - ・「密室」の対応になっている。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

<確認すること>

いつ頃からいじめがあるのか? どんな時に?
どんなことから? きっかけは?
どこで?
どんな方法で?
1対1? 複数? グループ? 誰が(命令)?

いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害行為」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

- 1 いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。
※心理的ケアを十分に行う

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
 - ・何がいったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
 - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実はしっかり認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 権威的な指導
 - ・学級等みんなの前でいじめた生徒を非難する。
 - ・体罰を行う。
 - ・生徒の人格を否定するような発言をする。
 - ・命令口調で対応する。
 - ・過去を引き合いに出す。
 - ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - ・兄弟姉妹と比較する。
- 2 基本認識を誤った指導
 - ・何もかも「いじめ」と決めつける。
 - ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

連携・協力、毅然とした姿勢

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

- 1 両親が一緒に叱責しない
 - ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんでいる」 ・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気醸成

観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめの観衆

→ 自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者

<背景>

- ・いじめの報復を恐れている。
- ・仲間はずれにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・被害者への不快感がある。

積極的な関係者
自己防衛的な同調者

いじめの傍観者

→ いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者

<背景>

- ・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- ・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

葛藤のある者
無関心な者

いじめはみんなの問題

<はやし立てる生徒>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

<見て見ぬふりの児童生徒>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

<学級全体への指導→問題解決能力の育成>

- 「いじめを許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
- 生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において ～生徒指導の4つのポイントの実践～

① 自己存在感の感受 ② 共感的な人間関係の育成 ③ 自己決定の場の提供 ④ 安全・安心な風土の醸成

- 1 「チーム北中」としての学校の視点から、教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
- 2 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- 3 生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる)
 - ア 自己存在感の感受
 - イ 共感的な人間関係の育成
 - ウ 自己決定の場の提供
 - エ 安全・安心な風土の醸成
- 3 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や生徒会活動等の充実に努める。
- 5 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。
- 6 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

令和5年3月 学校教育における指導の努力点「6生徒指導の充実」(抜粋)

支持的風土の4つのポイント

自立

自分のよさを生かした目標設定
自分のよさ、努力、成長の内面化

目的意識
メタ認知力

承認

教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ
努力や成長、貢献を見取り、伝える

自己肯定感
自己理解

所属

役割・つながりの「しかけ」(絆づくり)
他者貢献、自治的な活動ができる機会を

主体性
協働性

安心

規範意識の醸成(居場所づくり)
きまりは、何のためにあるのかを考える

規範意識

学級・学年・学校の状況を、短期PDCAで更新していく

令和2年3月 不登校児童生徒への支援の手引き(抜粋)

自治意識の醸成

★児童生徒が中心となった自治的活動の推進

- 【課題】学校では…
- △教師主導の児童会・生徒会活動になっていませんか？
 - △生徒主体の自治的活動となっていますか？
 - △各活動・行事を通して子供に何を身に付けさせますか？

- 学級活動と運動した児童会・生徒会活動を充実させよう！
 - 児童会・生徒会活動の取組を各学級の話し合い活動と運動させる
 - ⇒ 児童生徒の主体性や他者への貢献意欲、問題解決能力が高まる
 - 異学年での交流活動の実施
 - ⇒ 自己有用感、自己肯定感が高まり、学校全体の支持的風土を醸成
 - 学校行事への協力
 - ⇒ 集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養う

主体的に取り組む協働的な活動の推進にあたって、教職員は、そのための「場づくり」「機会の提供」を行う、いわば黒子の役割に徹しましょう！

令和5年 魅力ある学校づくりパンフレット(抜粋)

いじめの「重大事態」の対応

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（生命心身財産重大事態「1号重大事態」） ※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）
※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は**当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告**

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1）

2 調査に向けた準備

判断1 調査の主体は学校又は学校の設置者

判断2 調査の規模、設問内容等の調整等

■設置者が調査主体の場合：
調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■学校が調査主体の場合：
必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

〈調査組織について〉

公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

※こども家庭庁いじめ調査アドバイザー
自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う。

・令和5年9月 こども家庭庁

3 被害、加害児童生徒及び保護者へ調査内容等の説明

4 国及び県教育委員会に調査開始の報告（" 様式2）

6 調査結果を被害、加害児童生徒へ説明

7 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長に報告（法に基づく義務）

8 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて国、県教育委員会に報告（調査報告書の提出）

9 再調査の実施等（以後、手順3～8に同じ）

5 調査実施

〈被害、加害児童生徒について〉
本マニュアルの4、5ページに示す、対応を引き続き行う。

〈参考〉

- ・令和5年3月文部科学省
いじめ重大事態に関する国への報告について
- ・平成29年3月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

参考資料

○ 「生徒指導提要（改訂版）」（令和５年１２月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



○ 「いじめの問題に対する施策」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm



「いじめ問題に対する施策」（文部科学省ホームページ）より抽出

- ・ 「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf
- ・ 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成２８年３月１８日付け２７初児生第４２号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm
- ・ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf
- ・ 「いじめ対策に係る事例集」（平成３０年９月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf
- ・ 「いじめ重大事態に関する国への報告について（令和５年３月１０日）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm
- ・ 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について」（令和５年７月７日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm

○ 「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html



「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）より抽出

- ・ 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり３ Leaves. ６」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf>
- ・ 生徒指導支援資料 ６「いじめに取り組む」 <https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/index.htm>
- ・ 「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf. １９」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>
- ・ 「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. ２０」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>

本いじめ対応マニュアルについては令和５年１１月１日付けで沖縄県教育庁義務教育課より配布「沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版」を参照し、一部修正を行い、令和７年度宮古島市立北中学校教育計画へ記載、活用を図る。

作成・編集 令和７年 ２月１３日
施行開始日 令和７年 ４月 １日